♦ 公的年金を受給されている皆様へ ♦

1 今年度の年金から引かれる税額について

6月上旬に、年金支払者から「年金振込通知書」というハガキが発送されますが、**今回送付した納税通知書に記載している市民税・県民税の年金特別徴収税額が最新**になりますのでご確認ください。

2 公的年金からの特別徴収とは

公的年金を受給されているかたの市民税・県民税は、公的年金からの差し引き（特別徴収）で納めていただくようになります。（地方税法321条の7の2、 321条の7の8）

1 特別徴収対象者

今年度、次の条件をすべて満たすかた

① その年度の**4月1日現在、65歳以上**で、老齢基礎年金等を受給している。
② 公的年金にかかる**市民税・県民税が課税**になる。
③ その年度の老齢基礎年金等の**支給年額が18万円以上**である。
④ **介護保険料**が公的年金から差し引かれている。

⇒①～④をすべて満たすかたは、自動的に公的年金からの差し引きが開始となります。

（右記「3特別徴収の対象となった最初の年度の徴収方法」・「4公的年金からの差し引きが中止となる場合」などは除く）

2 特別徴収する税額とその徴収方法

年6回の年金支給のうち、前半と後半で下記の方法で徴収します。

【前半】4月・6月・8月の3回は「仮徴収」
【後半】10月・12月・翌年2月の3回は「本徴収」

	仮徴収			本徴収		
特別徴収継続者	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
	各月の徴収額＝（前年分の年金税額÷2）÷3			各月の徴収額＝（年税額ー仮徴収税額）÷3		

「仮徴収」

前年度分の年金所得に係る年税額を基に決定するため、前年度と今年度に差がある場合は、**4・6・8月に差し引く金額と10・12・翌年2月に差し引く金額が異なることがあります。**

3 特別徴収の対象となった最初の年度の徴収方法

■特別徴収の対象となった最初の年度のみ、左記2-2の徴収方法とは異なる方式での徴収となります。
⇒下表の例のとおり、年金所得にかかる税額を**普通徴収と特別徴収の2種類の方法**で納付いただきます。

（例）
【年金所得のみ】
年金所得にかかる税額が6万円の場合

徴収方法	① 普通徴収（納付書・口座振替）		② 特別徴収（公的年金から差し引き）		
	第1期（6月）	第2期（8月）	10月	12月	翌年2月
徴収税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

【①の税額】
年金所得にかかる税額の1/2を、普通徴収第1期（6月）及び第2期（8月）で納付

【②の税額】
年金所得にかかる税額の1/2を、10月、12月、翌年2月の3回に分けて年金から差し引き

【税額内訳】年金の税額以外に、普通徴収で納める税額（給与・事業所得等）がある場合
■第1期、第2期・・・給与・事業所得・雑所得等＋年金税額　■第3期、第4期・・・給与・事業所得・雑所得等（年金税額は特別徴収）

4 公的年金からの差し引きが中止となる場合（以下の①～③の要件に該当されたかたが対象）

① 前年度中、**介護保険料**が年金から差し引かれなくなった。
② 前年度中、**市民税・県民税額に変更**があった。
③ 公的年金にかかる市民税・県民税額が**前年度の市民税・県民税額の1/2以下**
③の場合、徴収済みの税額の一部が**還付または充当**になることがあります。
（前年度分の納税通知書3ページと照らし合わせてご確認ください。）

■前年度中に公的年金からの差し引きが中止となり、**今年度特別徴収が再開するかた**
⇒納付方法は、上記【3特別徴収の対象となった最初の年度の徴収方法】と同様となります。

5 公的年金以外にも所得がある場合

■**年金所得**にかかる税額 ⇒ **公的年金**から差し引き
（公的年金から差し引く税額は、年金所得にかかる税額のみ）
■**給与所得**にかかる税額 ⇒ **給与**から差し引き
■**その他の所得**（事業所得、不動産所得、雑所得等）⇒普通徴収（納付書・口座振替）又は給与から差し引き

左記のように公的年金以外にも所得があるかたは、
所得の種類に応じて
納付方法が異なります。

6 今回届いた納税通知書の税額と年金振込通知書の税額（個人住民税額）が異なる場合

今回、市から届いた納税通知書と公的年金支払者から送付された年金振込通知書に記載の市民税・県民税（個人住民税）の年金天引き税額が異なる場合があります。税額が異なる場合は、今回、市から届いた納税通知書の年金税額が変更後の実際の税額となります。

年金天引き税額は市が決定し、公的年金支払者へ通知しますが、天引きされる税額が年金振込通知書に反映されるまでに時間を要するため、年金振込通知書には反映前の税額が記載されていることがあります。本来の税額を上回って徴収された場合は、後日、還付または充当させていただきます。